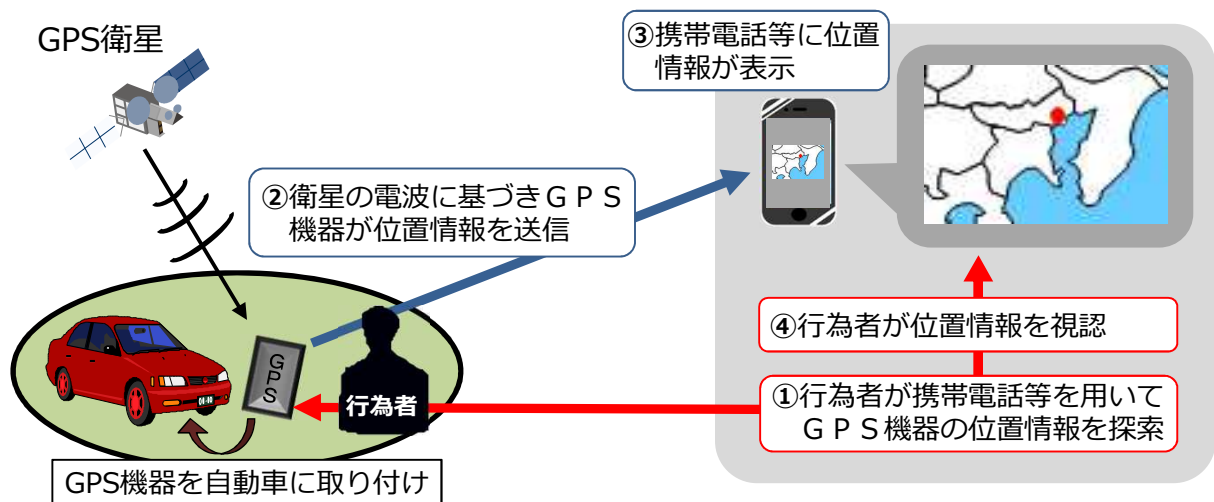


ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

背景

- 近年、元交際相手等の自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案等が発生。
- 令和2年7月の最高裁判決において、元交際相手等の自動車にGPS機器をひそかに取り付け、位置情報を探索・取得する行為が、ストーカー規制法で規制する「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨判示。



改正の概要

1 規制対象行為の拡大

以下の行為を新たに規制する。

- (1) **GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等**
 - 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る**位置情報を取得する行為**
 - 相手方の承諾なく、その所持する物に**GPS機器等を取り付ける等の行為**
- (2) **相手方が現に所在する場所の付近における見張り等**
- (3) 拒まれたにもかかわらず**連続して文書を送付する行為**

2 禁止命令等の方法に係る規定の整備

禁止命令等について、書類を**送達して行う**こととする。
(住所及び居所が明らかでない場合には公示送達。)

3 施行日

- 1 (2)・(3)については公布の日から起算して20日を経過した日。
- 1 (1)・2 については公布の日から起算して3月を経過した日。